

保証委託約款

株式会社三十三カード（以下「保証会社」という）の保証に基づき、株式会社三十三銀行（以下「銀行」という）と「三十三銀行 ATM カードローン規定（当座貸越規定）」による取引（以下「当座貸越契約」という）を行う者（以下「委託者」という）が保証会社と行う保証委託取引（以下「この取引」という）は、この約款に定めるところによります。

第1条 保証委託の内容

1. 委託者の委託に基づいて保証会社が負担する保証債務は、委託者が銀行との間の当座貸越契約に基づいて銀行に対して負担する当座貸越元金、利息、損害金その他いっさいの債務を主債務とした連帯保証債務とします。
2. この取引の有効期間は、委託者と銀行が締結した当座貸越契約に基づく融資期間とします。ただし、当座貸越契約の融資期間を更新する場合にはその最終期限とします。
3. 当座貸越契約が契約期間満了、失効、解除その他の理由により終了した場合にも、保証会社の保証債務は、その当座貸越契約に基づいて本人が既に個別に借り入れた債務については、その弁済が終わるまで継続されるものとします。
4. この取引の保証限度額は、本人と銀行が締結した当座貸越契約に基づく貸越限度額とします。ただし、銀行がやむを得ないと認めて限度額を超えて本人に貸越を行ったときは、その超過額まで保証委託の限度額は増額されるものとします。
5. 当座貸越契約の貸越限度額が増減された場合は、保証委託の元本限度も当然に増減されるものとします。

第2条 原債務の履行義務

保証会社が保証した債務（以下「原債務」という）について、委託者はその支払期日に必ず原債務を履行し、保証会社には何ら負担をかけないものとします。

第3条 担保・保証人

委託者は、委託者の資力ならびに信用等に著しい変動が生じたときは、遅滞なく保証会社に通知し、保証会社の承認した連帯保証人をたてまたは相当の担保を差し入れます。

第4条 代位弁済

1. 委託者は、委託者が銀行に対する債務の履行を遅延したため、または銀行に対する原債務の期限の利益を喪失したため、保証会社が銀行から保証債務履行を求められたときは、保証会社が委託者に対して通知・催告なく弁済をしても異議ありません。
2. 保証会社が前項の弁済によって銀行に代位する権利の行使に関しては、この約款のほか委託者が銀行との間に締結した契約の各条項が適用されます。

第5条 求償権の範囲

保証会社が前条による弁済をしたときは、委託者は下記の各号に定める求償権について償還の責に任じます。

- ①保証会社の弁済全額
- ②上記①の金額に対して、保証会社が弁済した翌日から年 14.5%（年 365 日の日割計算）による遅延損害金
- ③保証会社が債権保全あるいはその実行に要した一切の費用

第6条 求償権の事前行使

1. 委託者は、委託者が下記の各号の一にでも該当したときは、第4条による代位弁済前に求償権を行使されても異議ありません。
 - ①弁済期が到来したときまたは原債務の期限の利益を失ったとき
 - ②委託者の預金その他の銀行に対する債権について仮差押え・保全差押えまたは差押えの命令・通知が発送されたとき
 - ③保証会社に差し入れた担保に対し競売手続の開始があったとき
 - ④租税公課を滞納して督促をうけたとき、または保全差押を受けたとき
 - ⑤支払の停止または破産手続開始、民事再生手続開始等の申立があったとき
 - ⑥手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分があったとき
 - ⑦委託者が振り出した手形の不渡りがあり、かつ、委託者が発生記録をした電子記録債権が支払不能となったとき(不渡りおよび支払不能が6ヵ月以内に生じた場合に限る)
 - ⑧住所変更の届出を怠る等、委託者の責に帰すべき事由によって、委託者の所在が不明となったとき
 - ⑨保証会社に対する債務のうち一つでも履行を怠ったとき
 - ⑩その他債権保全のため必要と認められたとき
2. 保証会社が前項により求償権を行使する場合、委託者は、原債務に担保があるか否かを問わず求償に応じるものとし、原債務の免責請求や求償債務の賠償義務を免れるための供託もしくは担保提供はいたしません。

第7条 反社会的勢力の排除

1. 委託者ならびに委託者が所属する団体・会社・その子会社等（以下、所属団体という）および所属団体の役員等が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動・政治活動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、社会問題化している行為を行う者および団体、その他それらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
 - ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 委託者ならびに所属団体および所属団体の役員等が、自らまたは第三者を利用して、次の各号の一にでも該当する行為を保証会社または第三者に対して行わないことを確約いたします。
 - ①暴力的な要求行為
 - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて保証会社の信用を毀損し、または保証会社の業務を妨害する行為

⑤その他前各号に準ずる行為

3. 委託者ならびに所属団体および所属団体の役員等が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、委託者との取引を継続することが不適切であると保証会社が判断する場合には、保証会社は委託者に対する通知により事前求償権を行使できるものとし、委託者は、保証会社の請求によりただちに事前求償額を弁済します。
4. 前項の規定の適用により、委託者に損害が生じた場合にも、委託者は保証会社になんらの請求をしません。また、保証会社に損害が生じたときは、委託者がその責任を負います。

第8条 中止・解約

1. 債権保全を必要とする相当の事由が生じたときは、保証会社はいつでもこの保証を中止し、または解約することができます。
2. この保証が前項により中止または解約された場合にも、保証会社の債務は、委託者がすでに個別に借り入れた債務については、その弁済が終わるまで継続します。
3. 委託者は、前1項により保証会社から中止または解約の通知を受けたときは、直ちに原債務の弁済その他必要な手続をとり、保証会社には負担をかけません。

第9条 通知義務

1. 委託者は、委託者が住所、氏名、勤務先等を変更し、その他求償権の行使に影響のある事態が発生したときは、直ちに保証会社に書面をもって通知し、その指示に従います。
2. 委託者が前項の通知を怠ったため、保証会社が、委託者から届出のあった氏名、住所にあてて、通知または送付書類を発送した場合、延着または到着しなかったときでも通常到達すべきときに到着したものとします。
3. 債権保全等の理由で保証会社が必要と認めた場合、保証会社または保証会社が委託する者が、委託者の住民票等を取得することがあることを承認します。

第10条 調査

保証会社はこの保証に関して、委託者の資産、収入、信用等について調査できるものとし、委託者はその調査に協力します。

第11条 保証料

委託者は原債務の元本額に対し保証会社の定める割合の保証料を銀行を経由して保証会社に支払い、一旦支払った保証料は違算過収の場合を除き一切返戻請求しません。（保証料はお借入金利に含みます。）

第12条 充当の指定

委託者は、委託者の弁済した金額が保証会社に対する債務の全額を消滅させるに足りないときは、保証会社が適当と認める順序・方法により充当されても異議ありません。

第13条 公正証書の作成

委託者は、保証会社の請求あるときは、直ちにこの契約による債務の承認および強制執行の認諾ある公正証書の作成に必要な一切の手続をします。

第 14 条 費用の負担

委託者は、保証会社が債権保全のために要した費用、ならびに第 5 条および第 6 条によって取得した権利の保全もしくは行使に要した費用を負担します。

第 15 条 約款の変更

1. 当社は、民法第 548 条の 4（定型約款の変更）にもとづき、本規定について、法令の改正、監督官庁の指示又は金融情勢の変化等に伴う変更その他の合理的な変更をすることができます。
2. 前項により本規定を変更する場合には、本規定を変更する旨、変更の内容および変更の適用開始日その他の当社が必要と認める事項を、当社ホームページへの掲載、店頭掲示その他の適切な方法により周知します。

第 16 条 債権の譲渡

委託者は、保証会社が委託者に対して有する債権を第三者に譲渡もしくは担保に提供されても異議を述べないものとします。なお、当該第三者が譲渡もしくは担保に提供された債権について権利を行使する場合、委託者が銀行との間に締結した契約およびこの約款の各条項が適用されるものとします。

第 17 条 準拠法・合意管轄

1. 委託者は、この取引およびこの取引にもとづく委託者と保証会社との間の諸取引の契約準拠法を日本法とすることに合意します。
2. 委託者は、この取引に関する訴訟の必要が生じた場合には、保証会社の本社所在地の裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

以 上

